

## 決 定 書

申請者

大阪府人事委員会は、申請者が令和7年2月25日付けで行った勤務条件に関する措置の要求について、次のとおり決定する。

### 主 文

申請者の本件措置の要求を却下する。

### 理 由

#### 第1 要求事項

- 1 大阪府立貝塚高等学校に勤務する申請者は、精神疾患による休職歴にかかわらず、他の疾患と同様に再度の病気休暇を与えることを求めて、措置の要求をしている。
- 2 申請者は、上記1の要求事項の理由として、大要、次のとおり意見を述べる。

大阪府教育委員会は精神疾患による休職歴のある職員に対し、再度の精神疾患による病気休暇を与えず休職の手続きを取るとしている。

通常、病気休暇が90日を超える場合には休職あるいは給与半減とした上で病気休暇を6ヶ月まで延長するとしている。休職については、復職後1年以内に心身の故障の内容が明らかに異なる場合をのぞき、一定期間の療養が必要となった時には直ちに休職手続きを行うとし、精神疾患による休職歴があるものについては、復帰後の期間にかかわらず速やかに休職手続きを行うとする。

休職は分限処分であり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条では分限の基準に「全て職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。」とし、第28条第3項では、「職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。」とする。職員の分限に関する条例第2条第3項では、「医師の診断の結果に基づき、心身の故障の状況及び今後の職務の遂行の可否を判断し、休職の処分をするか否かを決定するもの」とする。このように、「医師の診断」「心身の故障」とされているが、精神疾患の休職歴については定められていない。長期療養の必要によって休職が適当か否かにつ

いては、医師の診断によるべきであり、また多くの疾病名が存在するなか、何を持って誰が精神疾患と判断するのかが不明である。また殊更に精神疾患のみを他の疾病とは異なり休職発令とすることは、地公法が定める公正性から外れるものであり、他の疾病と同様の手続きを取られるよう是正されたい。

- 3 当委員会は、上記の要求が措置要求の対象となるかどうかについて確認するため、令和7年3月14日付け大人委第2882号により照会を行い、これに対し申請者は、大要、次のように回答する。

措置要求者が求めている精神疾患による病気休暇の運用の改善あるいは現運用の廃止は措置要求者も含めた府に勤務するすべての職員にかかわる事項です。確かに措置要求者は要求時点において精神疾患による休職歴はないものの、対象でないと断定されることは、今後、措置要求者が精神疾患による病気休暇あるいは休職を取ることがあるかもしれないという可能性を排除するものです。

仮に対象者を狭義に捉え、過去に精神疾患により休職経験がある職員が、まさに精神疾患あるいはそれに類推される症状により、再度の病気休暇が許可されないという状態にある時に限るとするならば、疾患の特性による異議申し立ての困難性、実現不可能性がこのような旧態依然とした運用を続けさせてきたのだと確信します。

本件措置要求は、要求者自身も今後、安心して勤務を続けられる勤務条件の改善を求めるものです。



## 第2 当委員会の判断

### 1 措置要求の対象

地方公務員法第46条によれば、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるが、ここにいう措置要求の対象事項は、職員自身の勤務条件について、直接かつ具体的にその維持、改善を求めるものでなければならない。

### 2 本件要求について

申請者は、前記第1の1のとおり、精神疾患による休職歴にかかわらず、他の疾患と同様に再度の病気休暇を与えることを求めているところ、前記第1の2の理由からは、上記要求事項と申請者自身の勤務条件との関わりが判然としなかったことから、当委員会は、申請者に対し、令和7年3月14日付け大人委第2882号による要求事項に係る照会により、本要求事項が申請者自身の勤務条件について直接かつ具体的にその維持、改善を求めるものといえるかどうか、釈明を求めた。

これに対し、申請者は、前記第1の3のとおり、精神疾患による病気休暇

の運用の改善あるいは現運用の廃止は、申請者も含めた府に勤務するすべての職員にかかわる事項であり、本件要求は、申請者自身が今後安心して勤務を続けられる勤務条件の改善を求めるものであると主張する一方、申請者自身は要求時点において精神疾患による休職歴はないとし、申請者が今後、精神疾患による病気休暇あるいは休職を取ることがあるかもしれないという可能性について述べるのみであった。

そうすれば、かかる申請者の要求は、申請者自身の勤務条件について直接に維持、改善を求めるものとは認められないと言わざるを得ず、措置要求の対象とはならず、不適法である。

### 第3 結論

以上のとおりであるから、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年大阪府人事委員会規則第4号）第3条の規定により、主文のとおり決定する。

令和7年7月1日

大阪府人事委員会

委員長 松 本 岳 (印)  
委員 山 下 淳 (印)  
委員 須 田 勝 也 (印)

本書は正本である。

令和7年7月2日

大阪府人事委員会

委員長 松本 岳

